

## 付録 2: 法務省の回答

1. 出産のために分娩室などに入室している間は、手錠などしておらず、また授乳や抱っこ、沐浴、おむつ交換などで子と接している間は、原則として手錠等の使用はしていない。
2. 刑事施設収容法の74条の規定に基づいて、刑事施設の調和、受刑者が遵守すべき、守るべき事項を定めています。例えば、犯罪行為をしてはならないこと。他人に対して、粗野もしくは乱暴な言動をしたり、または迷惑を及ぼす行為をしてはならないことなどを定めて、その内容については収容の際に、刑事施設の職員により、その概要を口頭で説明するとともに、書面を居室に備え付けている。職員に対しては、人権意識を高めるために、各種研修を実施するなどしている。
3. 先ほど申し上げた刑事施設収容法では、被収容者は性別により互いに分離することとされていて、戸籍上の性別に応じた刑事施設に収容している。その上で、性同一性障害などを有する被収容者に対する処遇は、個別の事情を踏まえつつ、処遇上必要な配慮を実施している。その個別の事情の配慮の具体例に致しましては、例えば入浴や身体検査などについて、いわゆる MTF の人などについては、原則として女性職員が実施する。衣類とか日用品について個別の事情を踏まえて異性の下着の着用を許すとか、必要に応じてカウンセリングをすとか、それから個別の事情に応じて、調髪をあえてしないなどの配慮をしている。
4. 単独居室については、先ほど申し上げた刑事施設収容法の74条に定められた遵守事項を守らず、また刑事施設の規律、秩序を維持するために行った職員の指示に従わなかった場合には、居室内での謹慎などの懲罰を科すことがある。その謹慎については閉居罰と法律上規定されている。その懲罰は法令に定められた手続きに基づき執行されるものであり、また、懲罰を許すかの判断にあたっては、その当該、被収容者の年齢、心身の状態、被収容者の行為が施設の運営に及ぼした影響など、様々な事情を十分に考慮している。
5. 被収容者と外部の者との意思疎通の方法について、刑事施設収容法においては、面会、信書発受、それから電話により通信が規定されている。受刑者が発信を申請できる信書の通数については、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることがあるが、制限するときであっても、一か月について4通を下回ってはならない、とされ

ている。受刑態度に応じて、発信を申請できる通数の増加もする。また、通数を制限することが相当でない類型についての信書については、制限を行っていない。

6. 日用品へのアクセスについては、被収容者には衣類及び寝具、それから食事及び湯茶、それから日用品、筆記具、その他の物品を貸与し、または支給することとしている。また、受刑者が衣類、食料品、飲料、室内装飾品、嗜好品、日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品について、自弁（購入、差し入れ）、それらのものを使用し、または摂取したいという申し入れがあった場合において、そのものの処遇上適当と認めるときは、法務省令に定めるところによって、これを許すことができる。被収容者に物品を貸与する場合には、保健衛生に十分留意することとされており、消耗度合い、残量度を考慮して、適宜交換を行う。受刑者は少なくとも一か月に一回、自弁物品の購入を申請できる。
7. 刑事施設においては、被収容者に対して社会一般の医療の水準に照らして適切な医療上の措置を講じており、医師が被収容者の診療にあたっている。また、施設内での対応が困難な疾病については、外部の医療機関を受診させるなどして、適切な医療措置を講じている。
8. 刑事訴訟法482条は、矯正局では回答できない。